

# 第42回 全国身体障害者施設協議会研究大会

開催期日：平成30年7月31日(火)～8月1日(水)  
会場：グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)

---

参加申込・宿泊・情報交換会・昼食等ご案内

---

【業務取扱】  
名鉄観光サービス株式会社なんば支店



# ご挨拶

謹啓 皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび「第42回全国身体障害者施設協議会研究大会」が大阪府大阪市にて開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

開催にあたり全国各地から大会にご参加いただく皆様方のご便宜を図り、より一層ご満足いただける大会になりますよう、当社【名鉄観光サービス(株)なんば支店】がご参加皆様方の大会参加申込・宿泊・情報交換会・昼食等のご案内をさせていただくことになりました。

社員一同すべての面において万全の準備をおこない、ご参加の皆様方に心からご満足いただけるよう、大会事務局および関係各方面とも協力し、本大会の成功に向けてお手伝いをさせていただきます。

皆様方からの多くのお申し込み・ご来場を心よりお待ちしております。

謹白

平成30年4月吉日

名鉄観光サービス株式会社  
なんば支店  
支店長 宮田 章

# 1 宿泊のご案内

今大会の開催にあたり、皆様方のご宿泊施設を下記の通りご用意しております。お申し込みの方は、巻末の申込書に申込記号にてご記入ください。

ご宿泊設定日：平成30年7月30日（前泊）、7月31日（当日泊）、8月1日（後泊）

ご宿泊条件：1泊朝食付（税金・サービス料込）

■受付順にてご用意をいたします。

満室のためご希望に添えない場合がございます。恐れ入りますが、第2希望までご記入をお願いします。

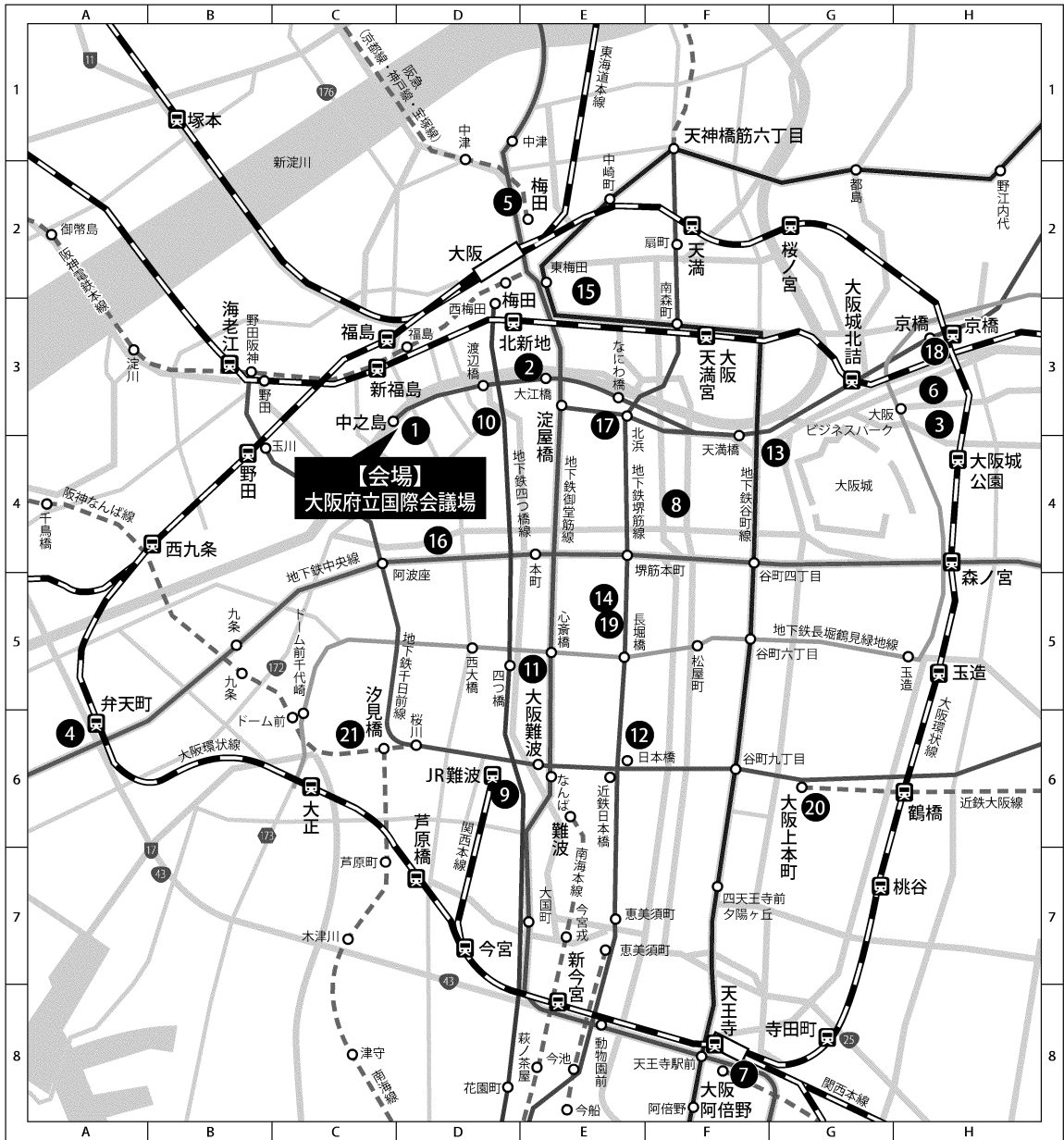
■禁煙・喫煙のご希望は部屋数の関係でご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

■ホテル案内図はP.3に記載しておりますので、合わせてご確認ください。

## 【宿泊施設一覧】

ランク	ホテル番号	ホテル名	申込記号	客室タイプ	料金		交通案内
					1泊朝食付き・税込		
A	①	リーガロイヤルホテル(大阪)	1-S	シングル	20,000円		京阪電鉄中之島駅直結 大会会場直通
			1-T	ツイン	18,000円		
	②	ANAクラウンプラザホテル大阪	2-S	シングル	24,000円		京阪大江橋駅より徒歩約3分 地下鉄淀屋橋駅より徒歩約7分
	③	ホテルニューオータニ大阪	3-S	シングル	20,000円		JR大阪城公園駅より徒歩約3分 地下鉄大阪ビジネスパーク駅より徒歩約3分
	④	アートホテル大阪ベイタワー	4-S	シングル	19,000円		JR・地下鉄弁天町駅直結
	⑤	大阪新阪急ホテル	5-S	シングル	17,000円		地下鉄梅田駅直結
	⑥	ホテルモントレ ラ・スール大阪	6-S	シングル	16,000円		JR・京阪京橋駅より徒歩約5分 地下鉄大阪ビジネスパーク駅より徒歩約5分
B	⑦	天王寺都ホテル	7-S	シングル	17,000円		JR・地下鉄天王寺駅より直結
	⑧	シティプラザ大阪	8-S	シングル	15,000円		地下鉄堺筋本町駅より徒歩約6分
	⑨	ホテルモントレ グラスミア大阪	9-T	ツイン	15,000円		JR難波駅より徒歩約1分 地下鉄なんば駅より徒歩約5分
	⑩	リーガ中之島イン	10-S	シングル	15,000円		京阪渡辺橋・地下鉄淀屋橋駅より徒歩約5分 地下鉄肥後橋駅よりすぐ
	⑪	西鉄イン心斎橋	11-S	シングル	14,000円		地下鉄心斎橋駅より徒歩約3分
	⑫	ホテルサンルート大阪なんば	12-S	シングル	13,000円		地下鉄日本橋駅より徒歩約2分
	⑬	ホテル京阪天満橋	13-S	シングル	12,000円		地下鉄・京阪天満橋駅より徒歩約1分
C	⑭	チサンイン大阪ほんまち	14-S	シングル	11,000円		地下鉄長堀橋駅より徒歩約8分
	⑮	ホテル法華クラブ大阪	15-S	シングル	11,000円		地下鉄梅田駅・JR大阪駅より徒歩約10分
	⑯	ホテルルートイン大阪本町	16-S	シングル	10,800円		地下鉄阿波座駅より徒歩約2分
	⑰	ホテル京阪淀屋橋	17-T	ツイン	10,500円		地下鉄・京阪淀屋橋駅より徒歩約5分
	⑱	ホテル京阪京橋グランデ	18-T	ツイン	10,500円		JR・京阪・地下鉄京橋駅よりすぐ
D	⑲	スマイルホテルプレミアム大阪本町	19-S	シングル	9,800円		地下鉄長堀橋駅より徒歩約6分
	⑳	ホテルアウィーナ大阪	20-S	シングル	9,000円		地下鉄谷町九丁目駅より徒歩約8分
	㉑	スマイルホテルなんば	21-S	シングル	9,000円		地下鉄桜川駅より徒歩約5分

# ホテル案内図



- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| ① リーガロイヤルホテル(大阪)(D 3)   | ⑪ 西鉄イン心斎橋(E 5)          |
| ② ANA クラウンプラザホテル大阪(E 3) | ⑫ ホテルサンルート大阪なんば(E 6)    |
| ③ ホテルニューオータニ大阪(H 3)     | ⑬ ホテル京阪天満橋(G 4)         |
| ④ アートホテル大阪ベイタワー(A 6)    | ⑭ チサンイン大阪ほんまち(E 5)      |
| ⑤ 大阪新阪急ホテル(D 2)         | ⑮ ホテル法華クラブ大阪(E 2)       |
| ⑥ ホテルモントレ ラ・スール大阪(H 3)  | ⑯ ホテルルートイン大阪本町(D 4)     |
| ⑦ 天王寺都ホテル(F 8)          | ⑰ ホテル京阪淀屋橋(E 3)         |
| ⑧ シティプラザ大阪(F 4)         | ⑱ ホテル京阪京橋グランデ(H 3)      |
| ⑨ ホテルモントレ グラスミア大阪(D 6)  | ⑲ スマイルホテルプレミアム大阪本町(E 5) |
| ⑩ リーガ中之島イン(D 3)         | ⑳ ホテルアウィーナ大阪(G 6)       |
|                         | ㉑ スマイルホテルなんば(C 6)       |

## 2 情報交換会のご案内

- 1)開催日時:7月31日(火)18時00分開会
- 2)開催場所:リーガロイヤルホテル(大阪)タワーウイング 3階「光琳の間」
- 3)参加費 :お1人様10,000円(料理、お飲物、消費税込)
- 4)大会当日の情報交換会へのお申し込みはできませんので、参加ご希望の方は事前にお申し込み願います。  
お申し込みの方は巻末の申込書(情報交換会欄)に○印をご記入ください。  
なお、お申し込みは先着順となります。定員(800名予定)に達した場合、お断りする場合がございますので、ご了承ください。

## 3 昼食(弁当)のご案内

- 1)大会2日目[8月1日(水)]に会場にてお弁当をご用意いたします。受け取り場所等は参加券類発送時に合わせてご連絡いたします。
- 2)1,500円(税込) お弁当/お茶付
- 3)大会当日のお申し込みはできません。お申し込みをご希望の方は事前にお申し込み願います。  
お申し込みの方は巻末の申込書(昼食弁当欄)に○印をご記入ください。

## 4 お申し込み方法のご案内・お問い合わせ先

- FAXまたは郵送にてお申し込みの方は、巻末の申込書に必要事項をご記入のうえ「名鉄観光サービス(株)なんば支店」にお申し込みください。  
申込書をコピー等にて控への保管を必ずお願いいたします。
- Webにてお申し込みの方は、URL(<https://www.mwt-mice.com/events/shinsyokyo42>)よりログインいただき、お申し込みください。  
お申し込み内容の確認通知メールを自動送信いたしますので、ご確認ください。
- 参加申し込み締切は**平成30年6月29日(金)**です。
- 申込書の受領日から3営業日以内(※)に受領したことをお知らせする案内をFAXにてお送りします。上記期日を過ぎても連絡がない場合は通信障害等により、受領できていない可能性がありますので、お手数ですが名鉄観光サービス(株)なんば支店までお問い合わせください。  
※申込書を受領した日の翌々々日(土曜日、日曜日、祝日を除く)の営業終了時間までを指します(営業時間9:00~18:00)
- FAXでのお申し込みの場合は、送信確認をお願いします。(FAX機の送信記録にてご確認ください)

### 名鉄観光サービス株式会社 なんば支店

〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波4-7-14 難波フロントビル11階

総合旅行業務取扱管理者 宮田 章

TEL:06-6645-8080 FAX:06-6645-8090

【営業時間 9:00~18:00(月~金)土・日・祝日は休業】

担当者:下川・福森・井上・米田

## 5 お申し込み後の変更・取消について

お申し込み後に変更・取消が生じた場合には、FAXにて、上記お問い合わせ先までお早めにご連絡ください。  
お申し込み後お客様の都合によりお取り消しになる場合は、以下の取消料が発生いたします。

	ご利用日 20~8日前	ご利用日 7~2日前	ご利用日前日	ご利用日当日	無連絡及び 当日12:00以降
大会参加費	7月17日(火)以降、大会参加費のご返金はできません				
宿泊	20%	30%	40%	50%	100%
情報交換会	20%	30%	40%	100%	100%
昼食	-	30%	40%	100%	100%

- 取消の基準日は、当社の営業日・営業時間内(月~金/9:00~18:00)のFAX受信を基準日といたします。

Web申込のお客様も取り消しの際は、必ずFAXにてご連絡ください。

- 取消後のご返金は、大会終了後、取消料及び所定の振込手数料を差引のうえ、送金いたします。事務処理上の都合で多少日数がかかる場合がございます。なお、大会当日、会場にてご返金の申出が有りましたが、現金でのご返金はいたしかねますのでご了承ください。
- 大会参加費は、7月17日(火)以降に取消の方につきましては返金いたしません。  
全国身体障害者施設協議会事務局へ参加券を8月末までにご郵送ください。資料を送付いたします。

## ○募集型企画旅行

本大会の「宿泊プラン」は名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申し込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面につきまして、P5,6をご確認ください。

※契約の内容条件につきましては、お申し込み前に当社の店頭またはホームページでも確認いただけます。

名鉄観光サービスホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)⇒TOPページ右下部⇒各種約款・条件書等について  
⇒ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行の部)

## ○最少催行人員について・・・ 宿泊プランは1名様を最少催行人員といたします。

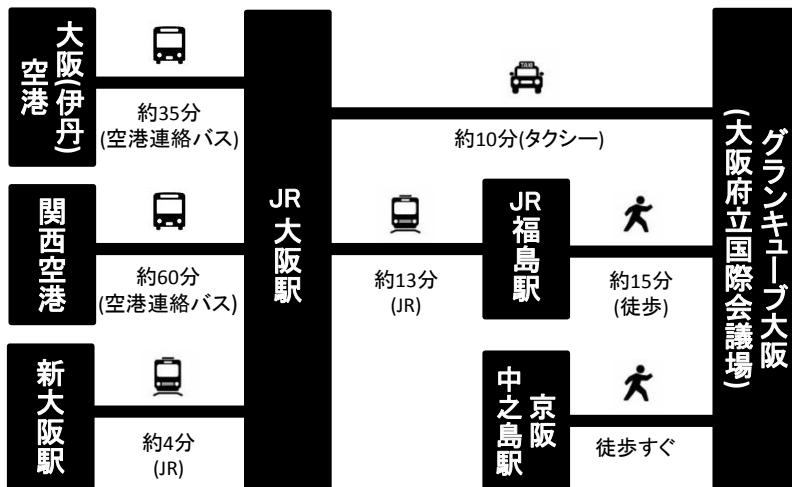
## ○個人情報の取扱いについて

名鉄観光サービス株式会社は、お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。また、全国身体障害者施設協議会事務局の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供いたします。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。 ※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

## 【セキュリティの確保について】

個人情報保護方針、個人情報保護の対応について<http://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>

## 会場までの交通アクセス



### 【JR新大阪駅より】

タクシー ■JR新大阪駅からの所要時間:約10分 料金:約2,000円

電車 ■「JR新大阪駅」から「JR大阪駅」までJR京都線、「JR大阪駅」で大阪環状線に乗り換え「福島駅」で降車。  
「福島駅」から徒歩移動。所要時間:約26分 料金:160円

### 【京阪中之島駅より】

徒歩 ■京都-大阪間を繋ぐローカル線、京阪電車の京阪中之島駅からすぐ。

### 【関西空港・大阪(伊丹)空港より】

バス ■大阪(伊丹)空港から空港連絡バスJR大阪駅前行きに乗車し、「大阪マルビル」「新阪急ホテル」にて下車。  
徒歩にて「大阪駅」より乗車し、「福島駅」にて下車。「福島駅」から徒歩移動。

所要時間約50分(乗り換え含む)到着便に合わせて、1時間につき0~4本運行。料金:760円(バスと電車の合計料金)

※なお、お帰りの際は「新阪急ホテル」もしくは、「大阪丸ビル」発となりますので、ご注意ください。

■関西空港から空港連絡バスJR大阪駅前行きに乗車し、「新阪急ホテル」にて下車。徒歩にて「大阪駅」より乗車し、「福島駅」にて下車。「福島駅」から徒歩移動。

所要時間約80分(乗り換え含む)到着便に合わせて、1時間につき0~4本運行。料金:1,670円(バスと電車の合計料金)

※なお、お帰りの際は「新阪急ホテル」発となりますので、ご注意ください。

### 【JR大阪駅～リーガロイヤルホテル無料送迎バスについて】

毎日7:45~22:15の間にリーガロイヤルホテルの無料送迎がございます。(所要時間約10分/6分~15分間隔で運行)

上記ホテルに御宿泊ではないお客様でも御利用いただけます。バス乗降場所は、「JR大阪駅」桜橋口です。

※リーガロイヤルホテルは、グランキューブ大阪(大阪国際会議場)に隣接しております。





(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等への支払又はそこから支払うべき取消料、予約料その他の各名目による費用を差し引いた額を、

- (3) 日振表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被災された旅行代金を支払うという旨を明示した場合には限り、募集型企画旅行参加中とは扱いません。また、お客様が被災及び乗客の特定を認められ、当社に届出を出さなく帰国したとき又は帰国を予定なく鑑別したときは、離脱のご都合いただいた場合はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とは扱いません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づき責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項より損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車等又は1泊につき1件として取り扱います。  
注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの車を適用せず、第9号となります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して旅行契約につき旅行代金の15%を算じた額を上回ります。また、お客様おひとりに対して旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金額に上回る変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

### 16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しであるが、前記の翌日から起算して7日以内に、種類又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約開始日に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

### 17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の帰路地、解放地等に帰るための必要な旅行サービスの手配を引き受けさせていただきます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

### 18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社が旅行先へ向けられる旅行を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保するために努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けられたいかなるおそれがあるとき、旅行契約に従って契約の諸条件をお客様の提供を優先する必要がある必要の措置を講ずることを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨がなるとなるよう努力すること。また、旅行サービスの内容を要するときは、変更後の旅行サービスの当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめよう努めること。
- (2) 当社が、旅行契約より旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を設ける(集合)し、当該集合場所を離脱(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りこの手配に応じます。ご都合は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。以下同様)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員)又は手配代行者等を含みます。この連絡先を確定書面(最終旅程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の職務は原則として24時間2泊までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要の措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰する事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いただきます。

### 19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中は除き旅行を安全かつ円滑に実施するもの(当社(添乗員、現地係員又は手配代行者)等を含みます。以下同様)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

### 20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあっては、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失により旅行契約を破られたときは、お客様おひとりに損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して7年以内の当社に対して通知があったとき限り責任を負います。また、手配錯誤として生じたの損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったとき限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地震、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ロ) 官公署の命令、外出の危険、伝染病、伝染病による離脱又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ニ) 自由行動中の事故
- (ホ) 中毒
- (ヘ) 盗難
- (ハ) 運送機関の遅延、不運、スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮

### 21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として2万円、入院見舞金として1,500円です。また、携帯品に損害を被ったときは、(特別補償規程)より「携帯品損害補償金」を支払います。該補償金に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気デバイス、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行に参加中に被った損害が、お客様の故意、お客様の故意による旅行日程の変更、自発的に過剰な運動、疾病その他の、募集型企画旅行に含まれない場合、自由行動中のスリ・盗難、ハンドガイド・搭乗、超軽運動力機(モーターハンドグライダー、マイクロライト機、ウルトライト機等)搭乗、ジャコブソン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故による等の約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

### 22.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別注の旅行代金を取って実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するもの(第21項の適用については、これは、また、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施:当社(又はその他観光ツアー)」と明示します。)
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則的に旅行会社、お支払も現地となります。
- (イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときと成立します。
- (エ) 契約成立後、旅行の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
- (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅行契約の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」もしくは「スポーツ」等に記載することがあります。この場合、当該可能なツアーに参加するお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責は負いません。

### 23.旅程保証

- (1) 当社は、次に次列に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に超過記載する事象を要した額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払します。ただし、当該変更が次の(ア)~(ウ)の(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次に示るものであることが明白な場合(ただし、サービス提供が行われていないにもかかわらず、運送(宿泊機関等の座席、乗車)その他の添乗員の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます。)
- ① 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地震
- ② 戦乱
- ③ 暴動
- ④ 官公署の命令
- ⑤ 航空の不運、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- (イ) 遅延、運送スケジュール変更等の当初の進行計画によらない運送サービスの提供
- (ロ) 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要措置
- (ウ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであること。
- (イ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。
- (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができること。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 支払対象旅行代金 × 補償金の額 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストラン等)若しくは他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の低い料金等のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額の契約書面に記載した等級及び設備のものを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内旅行開始地又は旅行終了地、航空運送の乗り換えの変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における乗換の乗継変更又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前名目に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。旅行開始後とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。  
注2) 規定書面に交付された場合には、契約書面と異なるものを「規定書面」として取り扱います。この場合において、契約書面の内容と規定書面の内容との間には規定書面に記載内容と異なる、提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。  
注3) 第3号又は第4号に掲げる変更は運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1件につき2件として取り扱います。  
注4) ①及び②に掲げる変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

### 24.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・行政命令に反する行為、若しくはお客様が当該約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

### 25.通信契約

- (1) 当社は、当社が提供するクレジットカード(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。以下、所定の広帯域の)の会員を匿名として旅行代金に受け付けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に、(電話、郵便、ファックス等)その他の通信手段)による旅行のお申込みを受ける場合があります。その他、旅行代金の全額を支払うものとなります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合があります。(受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱可能なクレジットカードの種類の受託旅行会社により異なります。所定の広帯域に会員の署名を付したクレジットカードでお支払いただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主な点をご案内します。
- (ア) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みしよとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加え、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに承認し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときと成立するものとします。
- (ウ) 通信契約で「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を申し渡す日とされ、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

### 26.その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による高価・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動サービスのために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便を考慮するために、乗務員等にご案内することがあります。買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社が責任を負う場合、旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加したことに伴い、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。また、利用航空会社の変更等でも、お客様が当初受けた予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときも、理由のあったことを問わず、当社は第21項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

### 27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

### 28.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証会員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過中当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合に当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事象が生じた場合であっても、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

### 29.個人情報取扱

「当社及びパンフレットの「販売書面」欄記載の委託旅行業者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様のご連絡のためやお客様ご自身の提供された必要の登録や登録のための手続きに利用させていただきます。また、必要な範囲内で当該業務等及び手配代行サービスに提供いたします。当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきます。当社は、旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様の個人データを先掲品名等の事業者へ提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空会社名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者へ個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。上記のほか、当社の個人情報取扱に関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwr.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報取扱に関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。



# 第42回全国身体障害者施設協議会研究大会

【開催日】平成30年7月31日(火)～8月1日(水)【申込締切日】平成30年6月29日(金)  
 【申込先】名鉄観光サービス株式会社 ならは支店 【FAX】06-6645-8090

担当:「第42回全国身体障害者施設協議会研究大会 係」・・・下川・福森・井上・米田 TEL: 06-6645-8080  
 住所: 〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波4-7-14 難波フロントビル11階 営業時間: 月～金9:00～18:00(土・日・祝日は休業)

旅行手配のために必要な範囲内の運送・宿泊機関・保険会社等への個人データの提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

変更・取消	変更	取消

当 社 記 入 欄	No.	登録	発送

都道府県		会員施設名 (所属)		(フリガナ) 連絡ご担当者
住所 (書籍送付先)	〒 ー		TEL	
			FAX	

No	氏 名 (フリガナ)	役職名	大会参加 ① 会員施設役員 ② 会員施設以外の 役員 ③ 行政担当者・社会 福祉協議会担当者	研究発表 8/1(水)※2		情報 交換会 7/31 (火)	昼食 弁当 8/1 (水)	宿泊(第2希望までご記入ください)※3						
				第1 希望	第2 希望			7/30 (月) 前泊	7/31 (火) 当日泊	8/1 (水) 後泊	第1 希望	第2 希望	喫煙 希望	同室希望者 (フリガナ)
記入 例	(オオサカ タロウ) 大阪 太郎	施設長	①	1	3	○	○	○	○	○	1-S	2-S	○	
1														
2														
3														
4														

【備考欄】※4

## お申込みについて

- ① 大会参加のみの場合でも、当申込書により申し込みください。
- ② 5名以上で参加される場合は、当申込書をコピーしてお申し込みください。
- ③ お申し込み後の変更・取消につきましては、記入済みの申込書控えを証明の上、用紙右上の「変更・取消」欄に日付と該当する項目に○印をつけて、FAXにてご連絡ください。
- ※ 電話での変更・取消は受け付けておりませんので、予めご了承ください。
- ④ 宿泊の予約は先着順とさせていただきます。ご希望に添えない場合もございますので、必ず第2希望までご記入願います。
- ⑤ 情報交換会後の予約は先着順とさせていただきます。定員に達しましたらお断りする場合がございますので、ご了承ください。

## 注意事項

- ※1 申込書の受領日から3営業日以内(※)に受領したことをお知らせする案内をFAXにてお送りします。上記期日を過ぎても連絡がない場合は通信簿等により、受領できていない可能性がまいりますので、お手数ですが名鉄観光サービス株式会社までお問い合わせください。
- ※2 研究発表の参加会場は先着順とさせていただきます。会場の番号(1～3)次第2希望までご記入ください。
- ※3 宿泊のお申し込みについては、宿泊希望日に○印を、ご希望ホテルを申込書にて第2希望までご記入ください。喫煙・喫煙のご希望がある場合は、どちらかに○印を、ご記入ください。ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。ご希望の希望の方は、同室希望者をご記入ください。(各部屋はお受け付けしません。)
- ※4 手話通訳、要約通訳、聴覚補助、点訳資料(プログラム、講義の柱立ての提供)を希望される方は申込書の「備考欄」にご記入ください。

